

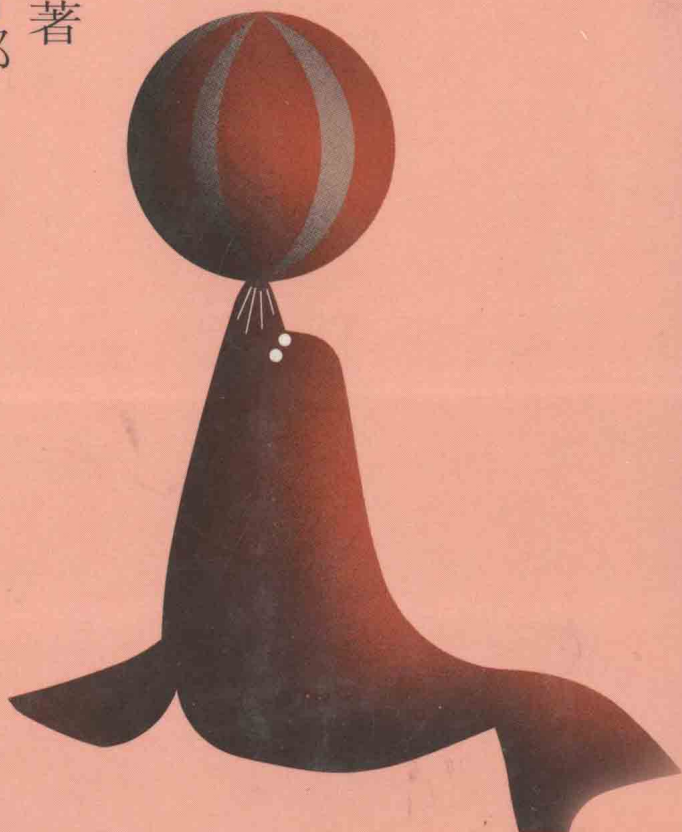
# 新銀行実務なぜなに問答集

## 〔Ⅱ〕貸出編

(弁護士)

小沢征行 著  
峯崎二郎

(三菱銀行)



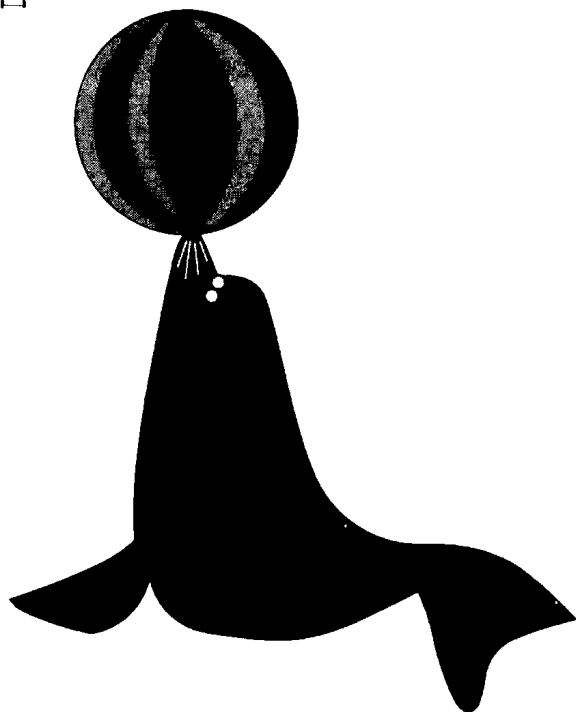
# 新銀行実務<sup>なぜ</sup>なぜ<sup>なぜ</sup>問答集

## 〔Ⅱ〕貸出編

（弁護士）

小沢征行 著  
峯崎二郎

（三菱銀行）



お ざわ まさゆき  
小沢 征行

昭和39年三和銀行に入行，新橋支  
店，銀座支店融資係主任を歴任，  
昭和48年弁護士現在に至る。

みねさき じろう  
峯崎 二郎

昭和39年三菱銀行に入行，阿倍野  
橋支店貸付係，日本橋支店第二貸  
付係，審査一部企画課，船場支店  
第一貸付課長代理を歴任，昭和50  
年法務室調査役現在に至る。

## 新銀行実務なぜなぜ問答集〈Ⅱ〉

貸 出 編

定価 1200円

昭和57年6月5日 第1刷発行

検 印  
省 略

著 者 小 沢 征 行  
峯 崎 二 郎  
発行者 戸 部 虎 夫  
印 刷 (株) 太 平 印 刷 社

〒160 東京都新宿区南元町19

発 行 所 社団法人 金融財政事情研究会

企画制作 株式会社 金 融 財 政

販 売 所 株式会社 キ ン ザ イ

T E L 03(358)0011(代) 振替東京8-155845

落丁・乱丁はおとりかえます。

2332-20539-1409

## はしがき

金融実務において、機械化が一層進んでいくと共に、金の売買や国債の窓口販売業務の開始等、金融のデパート化が目に見えて進んでいる。そのかげに隠れて目立たないが、金融法務の分野においても、銀行取引約定書の改訂、民事執行法の制定・施行、商法の改正、消費者保護関係の法律の充実等、近年著しく変化してきている。

学窓を出て、金融機関に勤めている方々にとっては、競争の激しい業界でもあるので、この変化してきている金融法務の分野の知識習得を、ともすれば怠りがちになりやすいと思われる。しかし、金融機関においては、その取扱いの中心が金銭であるだけに、ちょっとした油断や思い違いが、顧客とのトラブルのもととなり、場合によっては、大きな事故に結びつくこともある。

そこで、本シリーズの「新銀行実務なぜなぜ問答集」は好評を受けた旧シリーズをより現代的にし、かつ、複雑化する金融法務の基礎知識の最低量は確保するために設問も増加し、しかも、解説にあたっては平易な言葉を使いながらも、最近の判例の変化をも十分にフォローし、実務の要請にも応えようという趣旨のもとに刊行することとした。

また、本書は、金融の実務家と、金融機関側に立って弁護士生活をなしている者とのペアにより執筆しているので、えてして抽象的になったり、あるいは理論的一貫性も重視するために、具体的妥当性を欠きがちである点を防止する一方、訴訟になった場合において

も、金融機関にとってなるべく有利に解決されるよう、手を打つようにしておけることを狙っている。

さらに本書は、通勤の途上においても簡単に読めるよう、活字もなるべく大きくし、かつ、文章も平易にしながらも、多年にわたって金融実務に従事されている方々が、日ごろ疑問に思われているような難問についても触れている。つまり、入行して間もない女子行員の方から、融資実務のベテランの方にも、読了後、有益であったと思われるよう心がけて、執筆したつもりである。

ただ、金融実務の面において、発生するトラブルや、債権回収・保全是、いろいろと複雑な事実がからみ合っていることが多く、本設問の一つだけでは解決できないこともあると思われるが、その場合にも、当面している事実を的確に分析し、関係する設問を、再度読んでもらえば、必ず役に立つはずであると自負している。

なお、本書の利用方法としては、最初から最後までとりあえず一読され、その後必要に応じて、関係している設問を読まれるよう、おすすめする。

実務の遂行のうえで、読者の皆さんに少しでも本書がお役に立てば幸いである。

昭和五七年五月

小沢 征行  
峯崎 二郎

## 目次

### 一 銀行取引約定書

|                                                           |    |
|-----------------------------------------------------------|----|
| 〈1〉 すべての貸付取引先について、同一内容の銀行取引約定書を差し入れさせるのはなぜですか……………        | 1  |
| 〈2〉 銀行取引約定書四条(担保)を削除しても、銀行はあまり困らないのはなぜですか……………            | 3  |
| 〈3〉 銀行取引約定書の各条項のなかで「期限の利益喪失約款」が最も重要な地位を占めているのはなぜですか……………  | 6  |
| 〈4〉 不渡事由が信用に関しない場合、期限の利益を喪失しないのはなぜですか……………                | 10 |
| 〈5〉 手形の不渡事由が偽造等の場合、異議申立預託金を預託しなくても期限の利益を喪失しないのはなぜですか…………… | 12 |
| 〈6〉 銀行取引約定書五条で、差押の命令、通知の「発送」とされ、「到着」と規定されていないのはなぜですか…………… | 13 |
| 〈7〉 銀行取引約定書では差引計算についての条……………                              |    |

### 二 取引の相手方

|                                                 |    |
|-------------------------------------------------|----|
| 項がおかれているのはなぜですか……………                            | 15 |
| 〈8〉 銀行取引約定書では手形の呈示・交付についての条項がおかれているのはなぜですか…………… | 17 |
| 〈9〉 銀行取引約定書に取引先からの相殺に関する規定が新設されたのはなぜですか……………    | 19 |
| 〈10〉 逆相殺がされた場合でも銀行の債権保全に一応支障がないのはなぜですか……………     | 21 |
| 〈11〉 貸付取引先に第一次の充当指定権を与えたのはなぜですか……………            | 23 |
| 〈12〉 貸付取引が、本名ばかりでなく通称でもできるのはなぜですか……………          | 25 |
| 〈13〉 取引用の届出印鑑は、原則として印鑑証明書を取り、確認するのはなぜですか……………   | 27 |
| 〈14〉 登録されていない印鑑でも取引できるのはなぜですか……………              | 29 |
| 〈15〉 未成年者に対する貸付取引は法定代理人の……………                   |    |

- 同意を得るか、またはその代理によること  
が必要なのはなぜですか……………31
- 〈16〉親と未成年の子を連帯債務者として貸し出すときは、その親が未成年の子を代理できないのはなぜですか……………33
- 〈17〉禁治産者にも貸出できるのはなぜですか……………35
- 〈18〉準禁治産者に貸し出すときは、保佐人の同意を受けなければならないのはなぜですか……………36
- 〈19〉いわゆる権利能力なき社团との取引をするにあたって、代表者とその代表権限をとくに注意して確認し、有力者の保証を必ずとっておく必要があるとされるのはなぜですか……………37
- 〈20〉公益法人との取引では、法人の目的にとくに注意しなければならないのはなぜですか……………40
- 〈21〉法人との取引の場合、原則として登記簿謄本などをとるのはなぜですか……………42
- 〈22〉法人取引の場合、登記簿謄本などで共同代表の定めの有無を確認するのはなぜですか……………45
- 〈23〉設立中の会社にも貸出できることがあるのはなぜですか……………47
- 〈24〉一人しかいない代表取締役が死亡した場合、取締役会の決議による新代表取締役の選任を待って取引しなければならないのはなぜですか……………49
- 〈25〉代表取締役が数人いる場合は、そのうちのだれとでも取引できるのはなぜですか……………51
- 〈26〉代表取締役が死亡したあとも、その代表取締役が生存中に選任し届け出た代理人との銀行取引を継続してさしつかえないのはなぜですか……………52
- 〈27〉他の共同代表取締役が一人の共同代表取締役に継続的な借入行為を委任できないのはなぜですか……………54
- 〈28〉貸出取引で会社と取締役の自己取引に該当するときでも、取締役会承認議事録を徴求しなくてもよいのはなぜですか……………55
- 〈29〉会社の代理人と貸出取引ができるのはなぜですか……………58
- 〈30〉会社の支店・営業所などと取引できるのはなぜですか……………59
- 〈31〉外国会社にも貸出できるのはなぜですか……………60
- 〈32〉地方公共団体のなかには借入ができないものがあるのはなぜですか……………62

|      |                                                                 |    |
|------|-----------------------------------------------------------------|----|
| 〈33〉 | 国に対しても貸出ができるのはなぜですか……………                                        | 63 |
| 〈34〉 | 大使館・領事館など外国公館に貸出する場合、引当に注意しなければならないのはなぜですか……………                 | 64 |
| 〈35〉 | 外国人相手の貸出取引には注意が必要なのはなぜですか……………                                  | 65 |
| 〈36〉 | 連名貸付の場合は、各人に全額弁済請求できないのはなぜですか……………                              | 66 |
| 〈37〉 | 妻が当然には夫の代理人として借入できないのはなぜですか……………                                | 68 |
| 〈38〉 | 銀行が貸付を行なう場合、借入申出先の関係人の保証をとるのはなぜですか……………                         | 69 |
| 〈39〉 | 株式会社を保証人に立てる場合、その会社の取締役会の決議を求めるのはなぜですか……………                     | 71 |
| 〈40〉 | 債務者と保証人がともに株式会社であり、その代表取締役が同一人である場合、保証人の取締役会の承認を求めるのはなぜですか…………… | 72 |

### 三 手形債権

|      |                        |
|------|------------------------|
| 〈41〉 | 手形はその呈示期間内に呈示しなければならない |
|------|------------------------|

### 四 手形貸付

|      |                                                     |    |
|------|-----------------------------------------------------|----|
| 〈42〉 | 手形の書替が支払延期となる場合とならないのはなぜですか……………                    | 75 |
| 〈43〉 | 書き替えた手形が偽造の場合、銀行が旧手形上の権利を行使できるのはなぜですか……………          | 76 |
| 〈44〉 | 手形を振出・交付すると原因債権が消滅することがあるのはなぜですか……………               | 80 |
| 〈45〉 | 手形債権と原因債権が併存する場合、手形債権が時効消滅しても原因債権が消滅しないのはなぜですか…………… | 81 |

|      |                                          |    |
|------|------------------------------------------|----|
| 〈46〉 | 貸付に際して借用証書のかわりに約束手形が利用されるのはなぜですか……………    | 83 |
| 〈47〉 | 貸付代り金で定期預金を作成しないのはなぜですか……………             | 84 |
| 〈48〉 | 一枚の手形で適用利率を二種類以上にできるのはなぜですか……………         | 87 |
| 〈49〉 | 手形貸付では手形債権と金銭債権とが併存しているといわれるのはなぜですか…………… | 88 |

|      |                                                              |     |
|------|--------------------------------------------------------------|-----|
| 〔50〕 | 手形併用証書貸付と証書併用手形貸付との二つの貸付形式が使い分けられているのはなぜですか                  | 90  |
| 〔51〕 | 手形貸付では、約定返済期間が長期間に渡っていても、手形期間は六〇日ないし九〇日として、そのつど書替を求めるのはなぜですか | 92  |
| 〔52〕 | 手形貸付で「継続」と「回収新規」と二つの取扱いを区別して使い分けているのはなぜですか                   | 93  |
| 〔53〕 | 手形貸付の場合、両端入りで利息をとれるのはなぜですか                                   | 96  |
| 〔54〕 | 手形貸付の手形に第三者の手形保証をとっている場合、書き替えた新手形にも手形保証をとらなければならないのはなぜですか    | 97  |
| 〔55〕 | 手形貸付の場合、差入約束手形の支払場所を、貸出を行なう営業店とするのはなぜですか                     | 98  |
| 〔56〕 | 手形貸付の代り金を現金で貸出先に渡す場合、受領書をとるのはなぜですか                           | 100 |
| 〔57〕 | 手形貸付金を期日に返済を受けるとき、通常は取引先の小切手を利用しますが、必ず                       |     |

## 五 手形割引

|      |                                                             |     |
|------|-------------------------------------------------------------|-----|
| 〔58〕 | しも小切手が必要でないのはなぜですか                                          | 102 |
| 〔59〕 | 他店券でも返済を受けることができるのはなぜですか                                    | 103 |
| 〔59〕 | 手形貸付金の返済を自動支払の方法でできるのはなぜですか                                 | 105 |
| 〔60〕 | 手形貸付のため差し入れられた貸出先振出の約束手形を、日銀借入の担保手形として銀行が差し入れることができるのはなぜですか | 106 |
| 〔61〕 | 手形割引の取引が手形の売買だといわれるのはなぜですか                                  | 108 |
| 〔62〕 | 手形割引でとくに契約書を徴求しないですむのはなぜですか                                 | 110 |
| 〔63〕 | 振出人印鑑の不鮮明な約束手形の割引にはとくに注意しなければならぬのはなぜですか                     | 111 |
| 〔64〕 | 記名・捺印とも印刷した手形でも割り引けるのはなぜですか                                 | 112 |

|                                                                          |     |
|--------------------------------------------------------------------------|-----|
| 〈65〉 振出人または受取人名がカナタイプで表示されている手形でも割り引けるのはなぜですか……………                       | 113 |
| 〈66〉 他行線引のある手形でも割り引けるのはなぜですか……………                                        | 115 |
| 〈67〉 手形交換所のない地域の手形の割引を極力さけるのはなぜですか……………                                  | 115 |
| 〈68〉 代手を割り引くときは、取立委任裏書を抹消し、あらためて譲渡裏書するのはなぜですか……………                       | 117 |
| 〈69〉 手形割引に際して、手形の振出確認書をとる場合があるのはなぜですか……………                               | 118 |
| 〈70〉 商業手形の一部割引が敬遠されるのはなぜですか……………                                         | 120 |
| 〈71〉 子会社振出の手形を親会社が割引にもってきた場合、注意が必要なのはなぜですか……………                          | 121 |
| 〈72〉 融通手形の割引にはとくに厳重な注意を払わなければならないのはなぜですか……………                            | 124 |
| 〈73〉 手形割引料を、当座小切手を使わずに支払伝票だけで、手形割引実行日の数日後に当座勘定から引き落とすようになってるのはなぜですか…………… | 126 |

## 六 証書貸付

|                                                            |     |
|------------------------------------------------------------|-----|
| 〈74〉 割引料については、利息制限法による制限がないのはなぜですか……………                    | 128 |
| 〈75〉 割引商業手形が不渡になったとき、割引依頼人に買戻しを請求できるのはなぜですか……………           | 129 |
| 〈76〉 割引手形が不渡になった場合、同一支払人の他の手形の買戻しを請求できるのはなぜですか……………        | 131 |
| 〈77〉 銀行が割引依頼人に対して遡求権のほかに買戻請求権の約定をしているのはなぜですか……………          | 133 |
| 〈78〉 割引依頼人以外の者からの買戻しを受けた場合、戻割引料を割引依頼人に対して支払わないのはなぜですか…………… | 135 |
| 〈79〉 短期の運転資金を貸し付ける場合、通常は金銭消費貸借契約証書を作成しないのはなぜですか……………       | 138 |
| 〈80〉 金銭消費貸借契約証書中に通常は資金の使用を記載するのはなぜですか……………                 | 139 |

〈81〉金銭消費貸借契約証書中に返済の方法や返済期日を記載するのはなぜですか……………141

〈82〉貸付取引ではいろいろな念書を徴求する場合がありますが、念書が利用されるのはなぜですか……………143

〈83〉分割貸付の契約もできるのはなぜですか……………145

〈84〉貸付金は約定期限をすぎると延滞損害金を徴求できるのはなぜですか……………146

〈85〉債務弁済契約証書に債務者の自署をとり実印を徴するのはなぜですか……………147

〈86〉証書貸付を行なった場合などに公正証書を作成するのはなぜですか……………148

## 七 当座貸越

〈87〉当座貸越が手形貸付などより利用度が低いのはなぜですか……………150

〈88〉当座貸越契約のほかに過振りの契約がなされるのはなぜですか……………151

〈89〉貸越残高がある場合、受け入れた他店券が貸越金の担保とされるのはなぜですか……………153

## 八 支払承諾

〈90〉当座貸越債権の即時支払を請求するときでも、貸越取引を解約しなくてもよいのはなぜですか……………154

〈91〉支払承諾取引の場合、銀行取引約定書のほかさらに支払承諾約定書の差入れを求めるのはなぜですか……………156

〈92〉支払承諾取引の場合、取引のつど支払承諾依頼書をとるのはなぜですか……………158

〈93〉支払承諾には表保証と裏保証とがあるのはなぜですか……………159

〈94〉支払承諾取引で事前求償権について特約するのはなぜですか……………161

〈95〉保証書に保証請求期間を定めるのはなぜですか……………163

〈96〉支払承諾の際に依頼人振出の白地手形をとるのはなぜですか……………164

〈97〉支払承諾の際に差し入れられる白地手形について念書をとるのはなぜですか……………166

## 九 信用保証協会保証付貸付

- 〈98〉保証書を再発行してもよいが、手形の保証を再度してはならないのはなぜですか……………168
- 〈99〉保証書を取引先が使用しなかった場合でも、保証料を徴求できるのはなぜですか……………169
- 〈100〉保証書の返還を受けただけでは保証債務が消滅しないことがあるのはなぜですか……………171
- 〈101〉貸付にあたって信用保証協会の保証をつけるのはなぜですか……………173
- 〈102〉保証書の発行日から六〇日をこえて貸出を実行してはならないのはなぜですか……………175
- 〈103〉保証協会の保証条件になっていない根抵当権を解除するのに保証協会の同意が必要なのはなぜですか……………176
- 〈104〉保証協会に代位弁済を請求する場合に、根抵当権の確定登記を要求されるのはなぜですか……………178

## 十 代理貸付

- 〈105〉受託金融機関が自己の保証責任分を履行した残額についても管理責任を免れないのはなぜですか……………181
- 〈106〉代理貸付債権と預金を相殺できないのはなぜですか……………182

## 十一 公正証書による貸付

- 〈107〉公正証書の貸出日と実際の貸出日に二、三日のずれがある場合でも、その公正証書は有効とされるのはなぜですか……………185
- 〈108〉公正証書の作成を公証人に依頼する際、銀行員が「相手方の」代理人となることのできるのはなぜですか……………187
- 〈109〉公正証書を作成したあとで当事者間で契約内容を変更してはならないのはなぜですか……………188
- 〈110〉取引先の業況が悪化すると公正証書を作成するのはなぜですか……………190

## 十二 信用照会

- 〈111〉信用照会に対する回答には責任がないといわれるのはなぜですか……………192
- 〈112〉弁護士会からの照会には必ずしも回答しないでよいといわれるのはなぜですか……………194

## 十三 貸付先の変動

- 〈113〉会社が解散して清算に入ってからでも貸出できることがあるのはなぜですか……………197
- 〈114〉会社が勝手に清算結了の登記をした場合でも、会社に貸付金の弁済請求をできるのはなぜですか……………199

## 十四 弁 済

- 〈115〉弁済充当の順序について特約するのはなぜですか……………201

- 〈116〉倒産状態の取引先から弁済を受けると詐害行為になることがあるのはなぜですか……………203

- 〈117〉他行の小切手による弁済を拒否できるのはなぜですか……………205

- 〈118〉弁済すべき金額の一部だけの弁済申出を拒否できることがあるのはなぜですか……………206

- 〈119〉代物弁済の申出を拒否できるのはなぜですか……………207

## 十五 時効の中断

- 〈120〉時効が完成してからでも債務承認を求めるのはなぜですか……………210

- 〈121〉貸付先に債務承認させれば保証人に債務承認させなくてもよいのはなぜですか……………211

- 〈122〉保証人に債務承認させても貸付先に債務承認させないと時効が完成することがあるのはなぜですか……………213

- 〈123〉手形保証と手形外の保証が併存するとき、通常、両方の保証について中断手続をとるのはなぜですか……………214

|                                                                |     |
|----------------------------------------------------------------|-----|
| 〈124〉 貸付先が時効の利益を放棄しても保証人が時効の利益を援用できるのはなぜですか……                  | 216 |
| 〈125〉 保証人は時効の利益を放棄しても貸出先が時効を援用するときは、保証人はあらためて時効を援用できるのはなぜですか…… | 217 |

|                                            |     |
|--------------------------------------------|-----|
| 〈126〉 割引手形支払人に対する時効が完成しても買戻請求ができるのはなぜですか…… | 218 |
| 〈127〉 督促状による時効中断の効力が小さいとされるのはなぜですか……       | 220 |

|                   |    |
|-------------------|----|
| 〈付〉 関係約定書ひな型…………… | 巻末 |
|-------------------|----|

・ 銀行取引約定書ひな型

・ 当座勘定貸越約定書（案）

・ 支払承諾約定書

## 事項索引

# 一 銀行取引約定書

1 すべての貸付取引先について、同一内容の銀行取引約定書を差し入れさせるのはなぜですか

**二たえ** 約定書の内容を貸付取引先ごとにいちいち話し合つて決めるのは大変ですし、また不公平にもなりかねません。それに、銀行取引約定書の内容のうち、どれ一つとしてよいけないものはありません。それで、銀行のほうであらかじめ決めておいた内容の銀行取引約定書を一律に採用してもらふことにしています。

## わけ

〔約定書の差入れ〕貸付取引を始めるときは銀行取引約定書を差し入れさせますが、それは、今後、貸付取引を継続して行なう場合に必要な基本的事項、とりわけ債権を保全する（貸出金のこげつきを作らない）ためにどうしても欠かせない事項について、あらかじめ貸付取引先と取決めを結ぶ必要があるからです。

ところで本問は、その場合、なぜまったく同じ内容のものを一律に貸付取引先からとりつけるのか、ということです。本来ならば、このような契約を結ぶときは、銀行と貸付取引先との間で契約内容をよく話し合ったうえで決めるべ

きで、その結果、貸付取引先ごとに契約内容が違ってくるのは当然だ、という意見もありましよう。しかし、それでは銀行も困りますし、貸付取引の実情にあいません。

なぜならば、第一に、銀行取引約定書の内容は、衆知を集めて作りあげたものが基本となっていて、銀行側の立場からすれば、貸付取引にあたって最小限必要と認められる取決めを定めたものだからです。

第二に、銀行はたくさんのお貸付取引先をもっていますので、いちいち長い時間をかけて契約内容を話し合うのは困難です。それに、銀行取引約定書は、具体的な貸付の金額や条件を定めるのではなく、「今後貸出を行なう場合に適用される基本的な事項」についてあらかじめ契約するものであって、すべての貸付取引先に共通して適用できるものばかりです。

第三に、かりに話合いで契約内容を決めると

なりますと、経済的に力の強いあるいは法律に明るい貸付取引先と、経済的に弱いあるいは法律に暗い貸付取引先とを比べてみますと、とかく不公平になります。

第四に、貸付取引先ごとに契約内容が違いますが、貸出の実行、管理、回収のすべてにわたって、定型的な処理が不可能となり、貸付係はそれこそ大変です。

〔普通取引約款〕銀行取引約定書は同一内容のものを使っているわけです。このような例は、銀行取引ではたくさんあります。たとえば、当座勘定や各種預金の規定がそうですし、貸付関係のその他の約定書もそうです。銀行取引以外でも、たとえば、保険契約とか、倉庫寄託契約とか、運送契約にみられます。これらは相手方が多数いて、どうしても定型的な契約内容にせざるをえないのです。

このように、契約の一方の相手方があらかじ

め作っておいた内容の契約書によって、すべての場合に同一内容のものを使うという契約のことを、一般に普通取引約款といいます。もちろん、法律的にみて契約は契約であって、内容が合理的なものであるかぎり有効ですが、とかく相手方は契約内容を十分に知らないでハンを押す場合が多くトラブルになりやすい危険があります。貸付係はよくこのことに気をつけ、貸付取引先に銀行取引約定書の内容を十分理解してもらいように努めなければなりません。

## 2

銀行取引約定書四条（担保）を削除しても、銀行はあまり困らないのはなぜですか

### （こたえ）

銀行取引約定書四条の内容を各項目ごとにみると次のとおりだからです。

〔担保条項〕一項は、一定の要件のもとに増担保または保証差入れを請求できることとしていますが、この約定によって、特定の担保を差し入れたことになるわけではありません。

〔共担保条項〕二項は、銀行が徴求した担保は、すべて根担保とする約定ですが、この約定によって、抵当権でも根抵当権としての効力が生ずるといふようなものではありません。

〔任意処分条項〕三項は、担保処分について、法律で定められた手続をとらなくてもよいと定めているのですが、あくまでも貸付取引先との約束ですから、第三者が関係してくる場合には、やはり法律で定められた手続をとらなければなりません。

〔占有物処分条項〕四項は、銀行の占有している動産、手形その他の有価証券を処分できることとしているのですが、商法五二一条の商事留置権もありますので、この約定がなくても、そ